

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分及び各保護変更決定処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、いずれも令和 3 年 7 月 26 日付けで行った保護開始決定処分（以下「本件処分 1」という。）、保護変更決定処分（以下「本件処分 2」という。）及び保護変更決定処分（以下「本件処分 3」といい、本件処分 1 及び本件処分 2 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件各処分の取消しを求めている。

保護費と障害年金の合計金額である 15 万円以上の金額が妥当であり、保護費から障害年金を差し引いた金額では生活を営むことが出来ず不当である。

また、医療扶助について、コロナ渦で医療券が度々もらえず医療を受けることが出来ない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 1月24日	諮問
令和4年 2月25日	審議（第64回第2部会）
令和4年 3月22日	審議（第65回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

そして、法8条1項の規定に基づいて保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が定められている。保護基準の一には、生活扶助の金額については別表第1に定めるとしている。また、保護基準は、生活扶助、住宅扶助、

出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、保護基準の三には別表第1に係る地域の級地区分は別表第9に定めるとしている。

## (2) 障害者加算

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、その1つに障害者加算を挙げている（別表第1・第2章・2）。

さらに、保護基準は、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇区は、級地区分において「1級地-1」に該当する地域であるとされ（保護基準別表第9・1・(1)）、同地域における障害者加算額は、令和2年10月から令和3年9月までが17,870円とされている（保護基準別表第1・第2章・2・(1)）。

## (3) 医療扶助について

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診療・薬剤又は治療材料・医学的処置、手術その他の治療並びに施術・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護・移送の範囲内において行われることと規定している。

法34条1項は、医療扶助が原則として現物給付によって行うものとされ、同条2項は、現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは法49条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものと規定している。

そして、地方自治法第245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）は、医療扶助による診察、薬剤（調剤を除く。）、

医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を発行して行うものとされている。

もっとも、医療券の交付に際して、被保護者本人に交付することが困難な場合は、医療機関へ直接交付できるとされており、緊急時の対応も図られている。

## 2 本件各処分についての検討

- (1) まず、本件処分通知書に記載された保護費 94,290 円について、念のため、検証することとする。

保護基準別表第 9 によると、請求人の居住している〇〇区は、級地区分において「1 級地 - 1」に該当する地域であるとされている。そして、1 級地 - 1 における保護基準別表第 1 には、令和 2 年度（令和 2 年 10 月以降）の扶助費の算定方法が定められている。算定方法は以下のとおりである。基準生活費の額は、請求人の場合、次の算式「A + B + C」により算定される（保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・ア）。

A 保護基準別表第 1 における第 1 類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に逡減率の表中率②の項の掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第 2 類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第 1 類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に逡減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第 2 類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に 0.855 を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に 0.855 を乗じて得た額とする。）

B 保護基準別表第 1 における経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第 2 類の表に定める地区別冬季加算額

(2) このことにつき本件処分については、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費及び障害者加算について見ると、以下のとおりである。

ア Aについて

保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、20～40歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に当てはめると、請求人の年齢は〇〇歳であるので第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②は、47,420円となり、逓減率の表中率②の項の掲げる世帯人員の数に応じた率は世帯人員が1人であるので1.0となる。第2類の表に定める基準額②の合計額は、28,890円であるので、47,420円×1.0と28,890円との合計額が76,310円となる。

括弧内のただし書について、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額は、42,020円となり、逓減率の表中率①の項に掲げる世帯員の数に応じた率は1.0である。第2類の表に定める基準額①の合計額は45,320円となるので、42,020円×1.0と45,320円との合計額は、87,340円（合計額①）となる。合計額①に0.855を乗じて得た額は74,675.7円となる。

前者である76,310円が、合計額①に0.855を乗じて得た74,675.7円より少ない場合に該当しないため、76,310円がAの金額となる。

イ Bについて

経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額は110円であり、この金額がBとなる。

ウ Cについて

本件各処分は6月から8月までの処分であり、Cの地区別  
冬季加算額は適用されない。

エ 障害者加算について

さらに、請求人は、国民年金法施行令別表（昭和34年政  
令第184号）に定める2級に該当する障害のある者である  
ため、障害者加算として、17,870円（居宅）を加える。

オ 小括

したがって、76,310円（A）に経過的加算である1  
10円（B）と障害者加算の17,870円を加えた合計額  
94,290円が請求人に支給される扶助費となる。

- (3) これを本件処分1についてみると、保護開始日が令和3年6  
月28日であることから、同年6月分は日割計算を行い、9,  
429円となる（94,290円÷30日×3日分）。また、本  
件処分2及び本件処分3については、上記(2)のとおり、94,  
290円となる。

以上によれば、本件各処分は、上記1の法令等の定めに則っ  
て適正に行われたものと認められ、また、違算も認められな  
いから、違法又は不法な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は上記第3のとおり主張する。しかし、処分庁が障害年  
金の収入認定を行った時期は、本件各処分後の令和2年8月であ  
ることから、本件各処分の違法性又は不当性の判断において何ら  
関係のないものであって、本件各処分に違法又は不当な点は認め  
られないことは上記2で述べたとおりである。

なお、請求人は医療扶助についても不服を述べているが、上記  
1・(2)で述べたとおり、原則として、医療券を発行して行うもの  
とされており、本件各処分の取消しを求める理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来